

鹿 児 島 県 公 報

令和5年2月7日（火）第385号の2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定（3件）（森づくり推進課取扱い） 1
- 保安林の指定予定（森づくり推進課取扱い） 2
- 基本測量の終了（監理課取扱い） 3
- 公共測量の実施（2件）（監理課取扱い） 3
- 公共測量の終了（監理課取扱い） 3

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示（生活安全企画課取扱い） 3

内水面漁場管理委員会指示

- コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための指示（内水面漁場管理委員会取扱い） 4

内水面漁場管理委員会告示

- コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための指示に基づく水域の指定（内水面漁場管理委員会取扱い） 4

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 99 号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和5年2月7日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所
鹿児島市西佐多町2529番2，2532番，2543番，2569番1，2617番
 - 2 指定の目的
水源の涵養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は，定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿 児 島 県 告 示 第 100 号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により，次のとおり保安林として指定する。

令和 5 年 2 月 7 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 保安林の所在場所
南九州市川辺町上山田字井奥7010番
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第101号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和 5 年 2 月 7 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 保安林の所在場所
肝属郡錦江町神川字岩迫5565番1，字猿掛田ノ頭5604番2，字東猿掛5605番
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び錦江町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第102号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 5 年 2 月 7 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 保安林予定森林の所在場所
鹿児島市小山田町808番3（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村

森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第103号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から令和4年7月19日鹿児島県告示第603号で告示した基本測量の実施は、令和5年1月13日終了した旨の通知があった。

令和5年2月7日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第104号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、南薩地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年2月7日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量外）
- 2 作業の期間 令和5年1月18日から同年3月20日まで
- 3 作業の地域 南さつま市加世田高橋地内

鹿児島県告示第105号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、薩摩川内市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年2月7日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（天辰第一地区土地区画整理事業 出来形確認測量）
- 2 作業の期間 令和5年2月1日から同年5月31日まで
- 3 作業の地域 薩摩川内市天辰町楠牟田地内

鹿児島県告示第106号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省九州地方整備局鹿児島国道事務所長から令和4年7月8日鹿児島県告示第582号で告示した公共測量の実施は、令和4年12月16日終了した旨の通知があった。

令和5年2月7日

鹿児島県知事 塩田康一

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第11号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和5年2月7日

鹿児島県公安委員会委員長 鑪野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	PGO!GO!郷M3-X	株式会社ニューギン	2P1499

回胴式遊技機	S / アナザーゴッドハーデス / S L	株式会社ミズホ	230344
回胴式遊技機	S 真天下布武 DD	山佐株式会社	230183

内水面漁場管理委員会指示

鹿児島県内水面漁場管理委員会指示第 4 - 1 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項及び第 171 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和 5 年 2 月 7 日

鹿児島県内水面漁場管理委員会会長 福留己樹夫

1 指示の内容

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、鹿児島県内水面漁場管理委員会が特に定めた水域で採捕したコイをその水域及び他の水域（河川、湖沼等）に放流してはならない。

ただし、採捕したコイをその場で再び放流する場合は、この限りではない。

なお、鹿児島県内水面漁場管理委員会は、当該水域について速やかに公表するものとする。

2 指示の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

内水面漁場管理委員会告示

鹿児島県内水面漁場管理委員会告示第 4 - 1 号

コイヘルペスウイルス病のまん延防止に係る令和 5 年 2 月 7 日鹿児島県内水面漁場管理委員会指示第 4 - 1 号（コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための指示）に基づく水域を次のとおり定める。

令和 5 年 2 月 7 日

鹿児島県内水面漁場管理委員会会長 福留己樹夫

- 1 大淀川水系の鹿児島県区域の本流及び支流
- 2 肝属川水系の本流及び支流（ただし、高隈ダムから上流の区域は除く。）
- 3 思川水系の本流及び支流
- 4 川内川水系の鹿児島県区域の本流及び支流（ただし、十曾ダム及び清浦ダムから上流の区域は除く。）
- 5 天降川水系の本流及び支流
- 6 安楽川水系の鹿児島県区域の本流及び支流
- 7 和田川水系の本流及び支流
- 8 新川（鹿児島市）水系の本流及び支流
- 9 甲突川水系の本流及び支流
- 10 八房川水系の本流及び支流
- 11 神之川水系の本流及び支流
- 12 新川（指宿市）水系の本流及び池田湖を含む支流